

居宅療養管理指導

本人との関係	苦情相談の内容	対応結果
本人	<p>昨年10月に居宅療養管理指導の契約を事業所から一方的に解除された。私には契約をした記憶がなく契約書自体も自宅にないので、事業所に契約書のコピーを求めたが無視される。市にも弁護士にも相談しているが取り合ってもらえない。</p>	<p>契約解除になったいきさつを確認すると、薬の飲み忘れがないよう訪問してもらっていたが、飲み忘れた薬の取り扱いに苦情を言ったところ、契約解除となったと話される。介護支援専門員は事業所と利用者の間を調整する役割を持っているので、今回の出来事について相談してみるよう伝えた。</p>
家族	<p>母親が介護付き有料老人ホームに入居している。定期的にホームに歯の治療に来ている歯科医を変更するというので、歯科医の居宅療養管理指導の重要事項説明書と契約書が送られて来た。契約書には、重要事項について説明を受けましたとあり、署名捺印して返送するようになっているが、重要事項の説明を受けていない。このようなことが、通常あることなのか聞きたい。</p>	<p>相談者に介護保険サービスである居宅療養管理指導を提供するに当たっては、利用者や家族に重要事項について説明し、本人の同意を得なければならないことを説明する。歯科医やホームの介護支援専門員に苦情として伝えて、重要事項説明書に記載されている内容について、説明を求めるように助言した。</p>
家族	<p>叔母は、サービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住）に入居している。入居者は、サ高住が提携している病院やサービス事業所を使うことになっており、入居後に薬剤師が行う居宅療養管理指導を受けるために、サ高住と提携している薬局と契約するように言われた。相談者は、自身が別の薬局に薬を取りに行き、叔母に届けて整理をするので、サ高住が提携している薬局に配達等は不要であることを施設長に伝えた。今後はサ高住と提携している薬局と契約しないといけないのか。</p>	<p>相談者に、サ高住で居宅サービスを受ける際は、利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者や家族の選択に基づき、事業所やサービスの種類を決定できることを説明する。また、介護支援専門員に家族の意向及び服薬管理について相談するよう伝えた。</p>